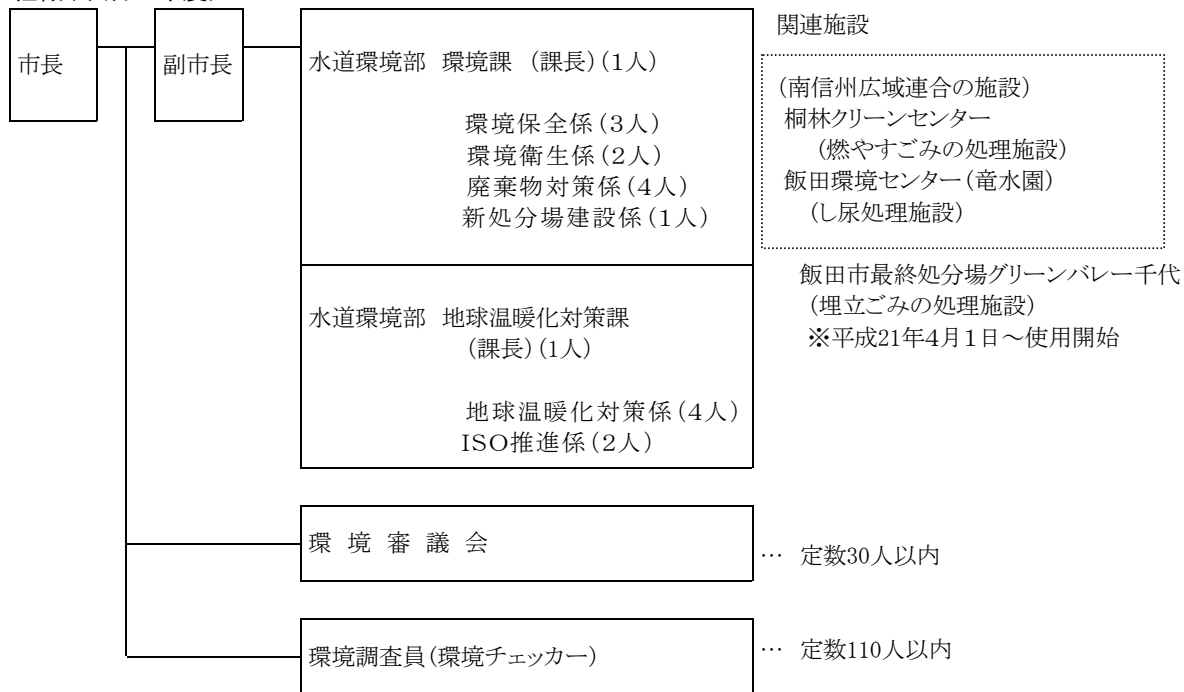


## 第7章 資料

### 1 組織・予算

#### (1) 組織(平成21年度)



#### (2) 予算

平成21年度の環境関係の決算額は、1,564,293,960円となりました。年度別の決算額の推移及び主な内訳は次のとおりです。

(単位:百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
環境衛生費	48	54	56	52	50	57	64	62	58
環境保全費	66	65	90	58	49	43	116	51	268
清掃総務費	112	97	114	116	112	107	101	98	98
ごみ処理費	593	672	683	673	803	1,158	1,658	1,795	934
し尿処理費	310	284	280	269	313	293	163	84	206

#### (3) 各課に事務局を置く関係団体

- 環境課
- ① 環境保全係関係
    - 松川水環境保全推進協議会
    - 環境アドバイザー連絡会
    - 環境ネットワークいゝだ
  - ② 廃棄物対策係関係
    - 飯田市環境衛生担当委員会連絡会
    - 資源物回収団体連絡協議会
- 地球温暖化対策課
- ① 地球温暖化対策係
    - 飯田地球温暖化対策地域協議会
  - ② ISO推進係
    - 地域ぐるみ環境 ISO 研究会
    - グリーンクラブいゝだ

## 2 市行政の歩み(条例などの制定)

### (1) 条例

#### ア 飯田市環境保全条例

- 昭和49年4月1日 制定(昭和49年飯田市条例第10号)  
公害防止条例(昭和46年飯田市条例第55号)の廃止  
自然環境保全条例(昭和47年飯田市条例第57号)の廃止
- 昭和51年4月1日 事業排水を処理するため簡易浄化槽等を設置しようとする者による届出を2回から1回とする改正
- 昭和53年4月1日 振動規制法(昭和51年法律第64号)第4条第2項の規定に基づく上乗せ規制の実施に伴う改正
- 昭和59年9月25日 飯田市モーテル類似施設建築規制条例(昭和59年飯田市条例第34号)の制定に伴い飯田市環境保全対策審議会への諮問に関する部分の改正
- 昭和63年4月1日 用語の整備
- 平成5年3月23日 生活雑排水を公共用水域に排出しようとする者が簡易浄化槽等を設置した場合の届出を不要とするなどの改正
- 平成5年7月1日 飯田市環境保全対策審議会に係る部分の削除及び上郷町との合併に伴う経過措置の設定に伴う改正
- 平成5年12月1日 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)又は公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)の排水基準又は排水に係る規制基準が適用されない特定施設を有する特定事業場に対し、簡易浄化槽等の設置と届出を義務付けることに伴う改正
- 平成6年4月1日 公害防止協力員制度を環境調査員制度に一新したことに伴う改正
- 平成15年3月28日 名称、目的をはじめとする条例各号の文言整理に伴う改正
- 平成17年10月1日 上村・南信濃村と合併に伴い、事業所及び畜産施設に係る届出の廃止などの規定見直し及び経過措置を定める改正

#### イ 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 昭和49年7月6日 制定(昭和49年飯田市条例第56号)  
一般廃棄物処理等手数料条例(昭和47年飯田市条例第34号)の廃止
- 昭和50年10月1日 し尿に関する手数料の改定に伴う改正
- 昭和51年3月27日 公衆便所の一部廃止に伴う改正
- 昭和52年4月1日 生活排水処理浄化槽汚泥及び事業排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の改定に伴う改正
- 昭和53年7月1日 し尿に関する手数料の改定に伴う改正
- 昭和56年4月1日 一般廃棄物処理の事業許可申請に伴う手数料の改定に伴う改正
- 昭和56年8月1日 し尿、生活排水処理浄化槽汚泥及び事業排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の改定に伴う改正
- 昭和57年7月15日 橋南地区の住居表示の変更に伴う該当箇所の改正
- 昭和58年1月20日 東野地区の住居表示の変更に伴う該当箇所の改正
- 昭和59年10月1日 事業排水処理浄化槽汚泥が一般廃棄物でなく、産業廃棄物であるとの見解による事業排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の欄の削除
- 昭和61年4月1日 生活排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の改定に伴う改正
- 昭和61年9月27日 公衆便所の新設に伴う改正
- 昭和62年4月1日 飯田市イタチガ沢最終処分場の新設に伴う改正
- 昭和62年9月30日 公衆便所の一部廃止と新設に伴う改正
- 昭和63年4月1日 毛呂窪不燃物埋立地の閉鎖に伴う改正
- 平成元年4月1日 消費税の導入に伴う改正
- 平成2年4月1日 生活排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の改定に伴う改正
- 平成3年10月1日 し尿に関する手数料の改定に伴う改正
- 平成4年4月1日 生活排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の改定に伴う改正
- 平成4年12月24日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の平成3年10月5日改正に伴う改正
- 平成5年3月23日 公衆便所の新設に伴う改正
- 平成9年6月1日 粗大ごみの戸別収集の実施に伴う改正
- 平成10年5月1日 し尿及び生活排水処理浄化槽汚泥に関する手数料の改定に伴う改正
- 平成11年12月1日 一般廃棄物処理手数料改正に伴う改正
- 平成12年4月1日 地方分権一括法の施行に伴う改正
- 平成13年4月1日 公衆便所の一部の廃止及びし尿及び生活排水処理浄化槽汚泥の処理手数料規定の削除
- 平成15年3月28日 駄科駅前公衆便所の位置の変更
- 平成16年4月1日 一般廃棄物処理手数料の改定

平成17年10月1日 上村・南信濃村合併により上村最終処分場が加わったことによる改正  
平成20年12月22日 最終処分場に一般廃棄物を搬入できる者の規定の明記による改正  
平成21年4月1日 飯田市最終処分場の追加、直接搬入埋立ごみ手数料の改正

#### ウ 飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例

昭和62年7月10日 制定(昭和62年飯田市条例第22号)  
平成19年6月26日 飯田市屋外広告物条例公布に伴い廃止(平成19年条例第43号)

#### エ 飯田市環境保全対策審議会条例及び飯田市環境審議会条例

平成5年7月1日 制定(平成5年飯田市条例第66号)  
平成6年4月1日 飯田市環境保全対策審議会を飯田市環境審議会に改める等の一部改正(名称の変更は、平成6年8月1日から)  
平成9年4月1日 廃止(平成9年飯田市条例第1号)

#### オ 飯田市環境基本条例

平成9年4月1日 制定(平成9年飯田市条例第1号)  
飯田市環境審議会条例の廃止

#### カ 飯田市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例

平成11年11月1日 制定(平成11年飯田市条例第35号)  
平成16年3月1日 一般廃棄物処理手数料改定に伴う改正  
平成17年10月1日 上村・南信濃村合併に伴い、両地区に対する経過措置を定める改正

#### キ 飯田市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等手続に関する条例

平成16年3月25日 制定(平成16年飯田市条例第17号)

#### ク 飯田市自動車の放置の防止に関する条例

平成16年4月1日 制定(平成16年飯田市条例第18号) 平成16年7月1日より罰則の適用

## (2) 規則

#### ア 飯田市環境保全条例施行規則

昭和49年3月28日 制定(昭和49年飯田市規則第6号)  
昭和50年3月28日 長野県公害防止条例(昭和48年長野県条例第11号)の改正に伴う用語の整理  
昭和51年4月1日 環境保全条例の改正に伴う届出様式の変更に伴う改正  
昭和55年6月1日 環境保全条例第32条第1項「電波障害を生ずるおそれがある場合」の基準の設定に伴う改正  
平成5年3月31日 生活雑排水を公共用水域に排出しようとする者が簡易浄化槽等を設置した場合の届出を不要としたことに伴う改正  
平成6年4月20日 上郷町との合併に伴い、上郷地域内の駐車施設に対し油水分離槽の設置と届出を義務付けたことに伴う改正  
平成8年4月10日 都市計画法(昭和43年法律第100号)に定められた用途地域の変更に伴う改正  
平成10年4月1日 自然環境保全地区内の届出に係る添付書類を変更したことに伴う改正  
平成11年6月1日 飯田市環境保全条例に基づく届出手続の簡素化(押印廃止)  
平成15年3月28日 名称、目的をはじめとする条例各号の文言整理に伴う改正  
平成17年10月1日 飯田市環境保全条例改正に伴う改正

#### イ 飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例施行規則

昭和62年7月10日 制定(昭和62年飯田市規則第22号)

#### ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年3月1日 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和49年飯田市規則第38号)の全部改正(平成5年飯田市規則第4号)  
平成5年4月1日 最終処分場の業務を行う日及び時間を変更したことに伴う改正  
平成6年4月1日 最終処分場の業務を行う日及び時間を変更したことに伴う改正

平成9年6月1日 粗大ごみの戸別収集の実施に伴う改正  
平成10年4月1日 浄化槽清掃業の許可期限を変更したことに伴う改正  
平成11年6月1日 粗大ごみ戸別収集申込みに係る手続の簡素化(押印廃止)  
平成11年12月1日 一般廃棄物処理手数料の徴収に伴い指定袋を変更したことによる改正  
平成15年12月24日 一般廃棄物処理手数料の改定に伴う改正  
平成19年3月30日 一般廃棄物処理手数料の減免規定追加  
平成20年12月22日 最終処分場の直接搬入に関する事項を変更したことに伴う改正  
平成21年4月1日 イタチガ沢最終処分場閉鎖及び飯田市最終処分場供用開始に伴う改正

## エ 飯田市環境調査員規則

平成6年4月1日 制定(平成6年飯田市規則第12号)  
公害防止協力員規則(昭和47年飯田市規則第5号)の廃止

## オ 飯田市環境調整会議規則

平成11年5月20日 制定(平成11年飯田市規則第19号)  
平成17年10月1日 上村・南信濃村合併に伴い、経過措置を定める改正  
平成19年4月1日 市役所機構改革による建設部課長の名称変更

## カ 飯田市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則

平成11年11月1日 制定(平成11年飯田市規則第33号)  
平成13年5月1日 証紙売りさばき手数料の改定に伴う改正  
平成16年4月1日 一般廃棄物処理手数料の改定に伴う改正

## キ 飯田市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等手続に関する条例施行規則

平成16年3月25日 制定(平成16年飯田市規則第1号)

## ク 飯田市自動車の放置の防止に関する条例施行規則

平成16年4月1日 制定(平成16年飯田市規則第16号)

## (3) 要綱

### ア 飯田市環境保全活動事業補助金交付要綱

平成10年9月1日 制定(平成10年飯田市告示第57号)  
飯田市自然保護等地域活動助成要綱(平成5年飯田市告示第94号)の全部改正  
平成18年6月14日 補助金限度額の変更

### イ 飯田市生活排水処理簡易浄化槽設置補助金交付要綱

平成5年12月28日 制定(平成5年飯田市告示第136号)  
平成9年3月31日 廃止(平成9年飯田市告示第26号)

### ウ 飯田市資源物回収補助金交付要綱

平成6年7月11日 制定(平成6年飯田市告示第68号)平成6年度事業から適用

### エ 飯田市指定ごみ袋の様式及び登録等に関する要綱

平成11年10月15日 制定(平成11年飯田市告示第54号)  
平成16年4月1日 袋の色、デザイン等の変更  
平成17年4月15日 指定ごみ袋から標準希望小売価格の表示を削除  
平成19年5月1日 デザインの一部変更

### オ 飯田市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

平成11年12月1日 制定(平成11年飯田市告示第55号)  
飯田市堆肥化処理容器購入費補助金交付要綱(平成7年飯田市告示第29号)廃止  
平成16年3月1日 家庭生ごみ資源回収の実施に伴い対象地域を補助金対象から除外。補助は1世帯1回を限度とする。

### カ 飯田市不法投棄パトロール員設置要綱

平成 13 年 4 月 1 日 施行(平成 13 年飯田市告示第 21 号)

**キ 飯田市住宅用太陽光発電システム設置資金融資あっせん要綱**

平成 10 年 10 月 1 日 制定(平成 10 年飯田市告示第 59 号)

平成 19 年 9 月 30 日 廃止(平成 19 年飯田市告示第 123 号)

**ク 飯田市住宅用太陽光発電システム設置資金融資利子補給金交付要綱**

平成 9 年 8 月 1 日 制定(平成 9 年飯田市告示第 54 号)

平成 19 年 9 月 30 日 廃止(平成 19 年飯田市告示第 122 号)

**ケ 飯田市エコショップ制度推進事業実施要綱**

平成 7 年 11 月 8 日 制定(平成 7 年飯田市告示第 103 号)

**コ 飯田市公衆浴場経営安定化事業等補助金交付要綱**

平成 5 年 8 月 23 日 制定(平成 5 年飯田市告示第 75 号)

平成 15 年 4 月 1 日 補助金額の上限の引下げ

平成 20 年 5 月 8 日 補助金交付要綱改正(平成 20 年飯田市告示第 52 号)

**カ 飯田市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱**

平成 16 年 4 月 1 日 制定(平成 16 年飯田市告示第 38 号)

平成 17 年 5 月 2 日 補助対象事業となる工事の限定及び系統連携の義務化

平成 19 年 9 月 30 日 廃止(平成 19 年飯田市告示第 121 号)

**シ 飯田市環境アドバイザー登録等実施要綱**

平成 18 年 2 月 13 日 制定(平成 18 年飯田市告示第 3 号)18 年度事業から実施

**ス 飯田市飛散性アスベスト除去事業補助金交付要綱**

平成 19 年 3 月 23 日 制定(平成 19 年飯田市告示第 40 号)19 年度事業から実施

平成 20 年 4 月 1 日 対象者一部改正

平成 21 年 8 月 20 日 検査費補助金額の上限の引上げ

**セ 飯田市ボランティアごみ袋の交付等に関する要綱**

平成 19 年 9 月 1 日 制定(平成 19 年飯田市告示第 114 号)19 年度事業から実施

注)年月日については、施行日を記述しました。

### 3 環境審議会における諮問・答申

#### (1) 環境審議会委員名簿

(平成20年12月25日改選)

氏名	所属等	備考
片桐 充昭	飯田女子短期大学	
小林 聖	(財)中部公衆医学研究所	
今村 良子	飯田地球温暖化対策地域協議会	
新井 利彦	飯田市放置自動車廃物審査会	会長
北澤あさ子	飯田市美術博物館	
萩本 博	地域ぐるみ環境ISO研究会	
千 裕美	飯田女子短期大学	
土屋 邦彦	下伊那地方事務所 環境課	
八木 由美	(社)長野県建築士会飯伊支部	
久田 恵子	(社)飯田下伊那薬剤師会	
前島 衛	飯田市上村地区まちづくり委員会	副会長
中島たせ子	飯田市女性団体連絡協議会	
桜井 忠孝	飯田市勤労者協議会	
城田美津子	飯田商工会議所	
関島 和子	飯田市農業委員会	
木村 敏夫	公 募	
原 亮弘	公 募	
原 清寛	公 募	
松澤 肇	公 募	

以上19人

#### (2) 開催状況

開催日	議 題	備 考
3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境レポート結果について</li> <li>・環境モデル都市行動計画について</li> </ul>	

#### (3) 諮問・答申

平成21年度は、諮問・答申はありませんでした。

#### 4 年表

年度(西暦)	飯田市の動き	国、県などの動き
昭和26年度 (1951年)	中央アルプス県立自然公園指定(11月)	
昭和29年度 (1954年)		清掃法(昭和29年法律第72号)制定(4月)
昭和31年度 (1956年)		水俣で奇病発生
昭和32年度 (1957年)		自然公園法(昭和32年法律第161号)制定(6月)
昭和33年度 (1958年)		公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和33年法律第181号)制定(12月) 工場排水等の規制に関する法律(昭和33年法律第182号)制定(12月)
昭和34年度 (1959年)	飯田市公共下水道別府処理場完成	
昭和35年度 (1960年)		長野県立自然公園条例制定(7月)
昭和36年度 (1961年)		四日市市にぜんそく患者続発 長野県屋外広告物条例(昭和36年長野県条例第69号)
昭和37年度 (1962年)		ばい煙の排出の規制等に関する法律制定(6月)
昭和39年度 (1964年)	飯田衛生センター(焼却炉)竣工(6月)	阿賀野川有機水銀事件の患者発生(新潟県)
昭和40年度 (1965年)	飯田衛生センター(し尿処理)竣工(7月)	公害防止条例制定(3月)
昭和42年度 (1967年)		公害対策基本法(昭和42年法律第132号)制定(8月)
昭和43年度 (1968年)		大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)制定(6月) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)制定(6月)
昭和44年度 (1969年)	天竜奥三河国定公園指定(1月) ごみ収集を業者に一部委託	
昭和45年度 (1970年)	天竜小洪水系県立自然公園指定(12月) 保健衛生課に公害係設置	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)制定(6月) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号) 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等
昭和46年度 (1971年)	城山清掃工場竣工(5月) 環境衛生課設置(10月) 公害防止条例(昭和46年市条例第55号)制定 千代毛呂窪不燃物埋立地供用開始	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)制定(6月) 環境庁発足(7月) 長野県自然保護条例(昭和46年県条例第35号)制定(現「長野県自然環境保全条例」)(7月) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)制定
昭和47年度 (1972年)	飯田清掃株式会社設立(4月) 自然環境保全条例(昭和47年市条例第57号)制定	公共事業における環境影響評価の実施を閣議了解(6月) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)制定(6月) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例制定(7月) 公害の防止に関する条例(昭和48年県条例第11号)(公害防止条例全面改正、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例廃止)(3月)
昭和48年度 (1973年)	竜東地区・竜西地区を自然環境保全地区に指定(7月) 公害防止条例の一部改正(簡易浄化槽の設置の義務付け(都市計画区域内での新增築))(7月) 騒音規制法の地域指定(10月)	
昭和49年度 (1974年)	環境保全条例(昭和49年市条例第10号)施行(公害防止条例及び自然環境保全条例を廃止し、一本化)(4月) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年市条例第56号)制定(7月) 事業所に事業排水浄化槽の設置の義務付け(7月) ごみ収集を業者に全面委託 中央道公害問題行政連絡協議会発足(沿線市町村)	
昭和50年度 (1975年)	悪臭防止法の地域指定(3月) 中央道公害問題対策協議会に名称変更(12月)	

年度(西暦)	飯田市の動き	国、県などの動き
昭和51年度 (1976年)		振動規制法(昭和51年法律第64号)制定(6月)
昭和52年度 (1977年)	資源ごみ(空き缶、金物、新聞紙雑誌、ダンボールなど)の回収開始(10月) 振動防止法の地域指定(2月) 松川、天竜川の水質環境基準の類型指定(3月)	
昭和54年度 (1979年)	電波障害防止都市宣言(12月)	長野県自然保護条例一部改正(県自然環境保全地域、郷土環境保全地域等の設定等)(3月) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)制定(6月)
昭和56年度 (1981年)	環境保全課と改称(4月)	
昭和57年度 (1982年)	飲食店営業に係る深夜営業騒音(カラオケ騒音など)の規制(県条例)(7月)	
昭和58年度 (1983年)	開善寺郷土環境保全地域指定(県)(3月) 「公害のしおり」にかえて「環境要覧」を発行	長野県環境影響評価指導要綱(昭和59年長野県告示第5号)制定(1月)
昭和59年度 (1984年)	大平を自然環境保全地区に指定(4月) 有害ごみの分別収集開始(8月) モーター類似施設建築規制条例制定(9月) 鼎町合併(12月)	環境影響評価実施要綱を閣議決定(8月) 「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択(3月)
昭和60年度 (1985年)	「猿庫の泉」が環境庁名水百選に選定(7月)	
昭和61年度 (1986年)	飯田市スパイクタイヤによる公害をなくす市民会議発足(12月)	
昭和62年度 (1987年)	大平宿郷土環境保全地域指定(県)(4月) 飯田市屋外広告物に係る環境美化等に関する条例(昭和62年市条例第22号)制定(7月)	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択(9月)
昭和63年度 (1988年)	イタチガ沢最終処分場(管理型)供用開始(3月)	特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律(昭和63年法律第53号)制定(5月)
平成元年度 (1989年)	ギフチョウ公園が環境庁ふるさといきもの里に認定(4月) ギフチョウを市の天然記念物に指定(教育委員会)(1月) 桐林クリーンセンターを更新	
平成2年度 (1990年)	飯田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱制定(4月)	スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律(平成2年法律第55号)制定(6月) 地球温暖化防止行動計画閣議決定(10月)
平成3年度 (1991年)		再生資源利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)制定(10月)
平成4年度 (1992年)	生活雑排水浄化槽汚泥の民間処理委託(6月) 環境にやさしい暮らし推進本部設置(10月) 飯田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(12月) 環境問題をテーマに市政懇談会(11~2月) 新し尿処理施設「童水園」完成(3月)	長野県水環境保全条例(平成4年県条例第12号)施行、長野県景観条例(平成4年県条例第22号)施行(4月) 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)(6月) 開催、リオ宣言、生物多様化に関する条約、森林原則声明、アジェンダ21採択
平成5年度 (1993年)	飯田市環境保全対策審議会条例(平成5年市条例第66号)制定(環境保全条例一部改正)(6月) 上郷町合併(7月) 廃棄物対策係新設、公害係を環境公害係に改称 飯田市自然保護等地域活動助成要綱制定(10月) 飯田市生活排水処理簡易浄化槽設置補助金交付要綱制定(12月) 飯田市環境保全対策審議会条例の一部改正(環境審議会に名称変更)(3月) 環境保全条例の一部改正(公害防止協力員制度を環境調査員制度(環境チェッカー)に)(3月)	気候変動枠組条約締結、生物多様性条約締結(5月) 長野県屋外広告物条例(昭和36年県条例第69号)全面改正(10月) 環境基本法(平成5年法律第91号)施行、公害対策基本法廃止(11月)
平成6年度 (1994年)	環境計画策定本部の設置(6月) 緑化樹木選定指針発刊(3月) 飯田市下水道整備基本計画策定(3月)	環境基本計画(閣議決定)(12月)
平成7年度 (1995年)	飯田市堆肥処理容器購入費補助金交付要綱制定(7月) 「グリーン購入ネットワーク(GNP)」に加入(2月) 地域新エネルギービジョン策定(3月)	容器包装廃棄物の分別収集及び西商品化の促進などに関する法律(平成7年法律第112号(容器包装リサイクル法))制定(6月) 国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取り組みの率先実行計画策定(閣議決定)



年度(西暦)	飯田市の動き	国、県などの動き
平成 8年度 (1996年)	第4次飯田市基本構想・基本計画(1996～2005)策定(4月)「環境文化都市」を掲げる 機構改革(水道環境部発足)(7月) ガラスびんのモデル回収開始(8月) 飯田市環境計画(21'いいだ環境プラン)策定(12月) 「持続可能な都市のための20%クラブ」に加入(1月) 飯田市環境基本条例(平成9年条例第1号)を制定(3月) 環境公害係を計画指導係に変更 ごみ袋の統一化の実施 飯田市環境審議会条例の廃止 飯田市生活排水処理簡易浄化槽設置補助金交付要綱廃止 桐林クリーンセンター排ガス中のダイオキシン濃度測定開始	長野県環境基本条例(平成8年県条例第13号)制定(3月)  長野県環境本計画策定(2月) 長野県自然保護条例の一部改正(長野県自然環境保全条例に改名等)
平成 9年度 (1997年)	通産省エコタウン地域指定(7月) 環境フェア97開催(9月) ガラスびんなどの資源物保管施設(ストックヤード)をイタチガ沢最終処分場に建設(9月) 「地域ぐるみISOへ挑戦しよう研究会」に加入(11月) 環境アドバイザー登録制度開始 第1期(3年間)(12月) 野山森林公園を郷土環境保全地域指定(県)(12月) ガラスびんの回収本格実施 学友林整備事業、住宅用太陽光発電施設設置への助成制度などの事業を開始 環境要覧に変え環境計画年次報告書(環境レポート)を作成公表	環境庁ダイオキシン類に係る「健康リスク評価指針」を設定(5月)  環境影響評価法(平成9年法律第81号)公布(6月)  容器包装リサイクル法施行(9月) ダイオキシン類に係る「大気環境指針」を設定(9月) 地球温暖化防止京都会議開催 京都議定書採択(12月) 第2次水環境保全総合計画策定(2月) 長野県環境影響評価条例制定(3月)
平成10年度 (1998年)	「環境自治体会議」に加入(5月) ISO14001の取組開始、ISO14001推進担当職員の配置(9月) 生活と環境まつり98開催(環境フェア、いきいきみんなの生活展、県リサイクル信州の同時開催)(10月) ペットボトルのモデル回収開始(12月) ハイブリッド車導入(2台) 自然保護等地域活動助成制度を環境保全活動事業補助制度 桐林クリーンセンター土壌中ダイオキシン濃度測定(広域行政組合)	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)制定(6月) 地球温暖化対策推進に関する法律(平成10法律第117号)公布(10月)  焼却炉排ガス中のダイオキシン濃度基準施行(12月)
平成11年度 (1999年)	ペットボトル回収本格実施 ISO推進係発足 環境産業公園の整備 ごみ処理費用負担制度の導入開始(12月) 飯田市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(平成11年飯田市条例第35条)を制定 ISO14001認証取得(1月)	ダイオキシン類対策特別措置法施行(平成11年法律第105号)
平成12年度 (2000年)	いいむす21運用開始(4月) 環境産業公園視察受け入れ開始(4月)「ペットボトルリサイクル工場、新聞古紙を断熱材にリサイクルする工場」 地域ぐるみISOへ挑戦しよう研究会が「地域ぐるみ環境ISO研究会」に名称を変更(7月) 環境ネットワークいいだ発足(11月) その他プラスチックモデル回収開始(12月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(6月) 野外焼却の禁止の追加  循環型社会形成推進基本法施行及び関連法令の整備 食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法
平成13年度 (2001年)	「長野県環境ISO自治体ネットワーク」に加入(4月) 不法投棄パトロール員18人委嘱(4月) その他生ごみ堆肥化モデル回収開始(8月) プラスチック製容器包装資源回収開始(10月) 南信州いいむす21運用開始(10月) 「りんご並木」が環境省かおり風景百選に選定(11月) 「環境自治体ISO会議」に加入(1月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 焼却炉の規制強化(構造基準の変更)
平成14年度 (2002年)	木質ペレット事業可能性調査実施(通年) 環境プラン進行管理を行う飯田市環境市民会議を設置(7月) 家庭生ごみの資源回収開始(11月) 南信州広域連合新焼却場稼働開始(12月) 市役所のISO14001自己適合宣言への移行(1月) 環境首都コンテストで人口規模別(10万人以上30万人未満)第1位・総合第4位(3月)	2002かおり風景フォーラムin松本(6月…東中学校りんご並木取り組み発表)  自然再生推進法施行(1月) 土壌汚染対策法施行(2月)

年度(西暦)	飯田市の動き	国、県などの動き
平成15年度 (2003年)	第12回環境自治体会議実行委員会発足(9月) 地域ぐるみ環境ISO研究会の取組みが、地球温暖化防活動環境大臣表彰受賞(12月) 特定非営利活動法人南信州おひさま進歩発足(2月) 二酸化炭素排出抑制対策事業の実施(通年) 環境首都コンテストで人口規模別(10万人以上30万人未満)第2位・総合第5位(3月)	パソコンのリサイクル開始(10月)
平成16年度 (2004年)	第12回環境自治体会議いいた会議開催(5月) 自治体環境グランプリ及び環境大臣賞受賞(6月) 環境首都コンテストで総合第9位(3月)	自動車のリサイクル開始(1月) 「京都議定書」発行(2月)
平成17年度 (2005年)	環境課に名称変更(4月) 環境と経済の好循環のまちモデル事業(まほろば事業)採択(6月) 上村・南信濃村と合併(10月) 飛散性アスベスト検査補助実施(12月) 環境首都コンテストで総合第9位(3月)	「愛・地球博」開催(財団法人2005日本国際博覧会協会2004.325～2005.9.25) 長野県地球温暖化対策条例(平成18年県条例第19号)制定(3月)
平成18年度 (2006年)	千栄に最終処分場建設始まる 環境文化都市宣言(3月) 飯田市環境衛生組合連合会が解散(3月) 環境協議会発足(10月) 環境首都コンテストで人口規模別(10万人以上30万人未満)第2位・総合第6位(3月)	
平成19年度 (2007年)	まちづくり委員会環境衛生担当委員会連絡会が発足(4月) 21'いいた環境プラン見直し(第2次改訂)(6～3月) 地域ぐるみ環境ISO研究会が、信州減CO <sub>2</sub> コンテストで最優秀賞を受賞(9月)し、ストップ温暖化一村一品大作戦全国大会へ出場(2月) 環境協議会が飯田地球温暖化対策地域協議会(いいた温暖化防止の環)として新体制となる(10月) 環境首都コンテストで人口規模別(10万人以上30万人未満)第1位・総合第3位(3月)	南信州・希少野生植物保護対策会議が発足(12月)
平成20年度 (2008年)	環境首都をめざす自治体全国フォーラムin飯田(11月) 環境モデル都市に選定(1月) 南信州レジ袋削減推進協議会発足(7月)、レジ袋有料化(2月) 環境首都コンテストで人口規模別(10万人以上30万人未満)第1位・総合第3位(3月) グリーンバレー千代完成(3月)、イタチガ沢最終処分場受入終了(3月)	北海道洞爺湖サミット(7月7日～9日) 環境モデル都市選定(7月:6都市、1月:7都市) 生物多様性基本法施行(6月) 長野県森林CO <sub>2</sub> 吸収・評価・認証制度を制定(10月) 家電リサイクル法の対象製品に液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加(12月)
平成21年度 (2009年)	地球温暖化対策課発足(4月) グリーンバレー千代供用開始(4月) 自転車市民共同利用システム開始(10月) おひさま0円システム制度発表(12月) 環境首都コンテストで人口規模別(10万人以上30万人未満)第1位・総合第2位(3月) 世界遺産フォーラム南アルプスin飯田 開催(3月)	家電エコポイント実施(5月～)、住宅エコポイント実施(3月～) 信州エコポイント開始(8月～) 鳩山首相が2020年に1990年比25%温室効果ガス削減を国連で演説(9月) 太陽光発電余剰電力買取制度開始(11月)